

建振第 2285 号

平成 29 年 3 月 30 日

一般社団法人 関西住宅産業協会
理事長 福井 正順 様

大阪府知事 松井 一郎



大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針の改定について（通知）

日頃から、宅地建物取引業務の適正な運営と取引の公正の確保についてご尽力をいただいておりますことに、厚く御礼申しあげます。

さて、標記指針（平成 5 年 3 月策定、平成 20 年 4 月改定）について、「宅地建物取引業人権推進指導員制度」を、平成 29 年度から「宅地建物取引業人権推進員制度」に見直したことに伴い、今般、別紙のとおり指針の改定を行いましたので通知します。

なお、平成 27 年度の宅地建物取引業者を対象とした「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」結果からも、改善傾向にあるものの、依然として人権問題・同和問題に対して正しい理解と認識が得られていないことが判明しています。

つきましては、貴団体の会員に対しまして、本指針の趣旨を周知し、人権に配慮した業務を行っていただきますようお願いいたします。

住宅まちづくり部建築振興課

担当：宅建業指導グループ 山本

電話：06-6943-0351（内線 3083）

06-6210-9734（直通）

Email：kenchikushinko@sbox.pref.osaka.lg.jp